

令和2年5月27日

託児室カブルーム運営規定

個人事業、このはなファミリークリニックは新たに認可外保育施設、託児室カブルームを開業する。安全であることを第一にして、更に、乳幼児が健やかに発育できるよう保育する。

- ① 令和2年6月1日を開業日とする。
- ② 託児室の管理責任は同クリニックの院長が務める。
- ③ 託児室は同クリニックと合同で決算処理される。
- ④ 保育士、又は、看護師の1名が置かれ、そのスタッフは登園する乳幼児の保育に専従する。日々の状況に応じては適宜補助者1名を加えて保育に不足が生じないようにする。
- ⑤ 託児室は同クリニック内に設けられ、この保育専用に使われる。
- ⑥ 託児室の運営は時勢に大きく影響される。しかし、その運営に当たり乳幼児、父母の利益を尊重した判断をする。
- ⑦ 父母の会を定期的を開催して託児室の状況をお知らせする。そこに問題がある時は解決策を共に考える。また、利用規約の変更が提案された場合にも同様に扱うこととする。
- ⑧ 託児室は常に愛知県の定める認可外保育室施設指導監督基準を満たすものとする。
- ⑨ この運営規定は適宜改定される。

以上